

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年5月7日時点

👉 クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

👉 クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

休業要請等に応じ、飲食店を休業・営業時間短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 なお、協力要請推進枠のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の取組であれば自治体が自由度高く活用することが可能です	【中小企業】緊急事態措置地域 又はまん延防止等重点措置地域 (休業・2時までの時短要請) ：売上高に応じて1日4※～10万円等 ※今般(4/25-)の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき地域は、宣言解除まで上限3万円を4万円とする。 それ以外の地域 (2時までの時短要請の場合) ：1日2.5～7.5万円 ※ただし、1日2万円とすることも可 【大企業】売上高減少額に応じて1日最大20万円 (中小企業も選別可能) ※詳細はリンク先のHPをご確認ください。 (注) 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における飲食店への時短要請等により影響を受けた酒類販売事業者への支援を新たに講じます。	お近くの都道府県の窓口まで
1月の緊急事態宣言の影響で飲食店との取引減少、不要不急の外出自粛により売上が減少	一時支援金の支給 3/8申請受付開始	本年1～3月のいずれかの月の売上50%以上減の中堅・中小事業者 法人60万円、個人30万円 上限に支援	一時支援金事務局 相談窓口 (申請者専用)TEL: 0120-211-240 IP電話等から: 03-6629-0479
4・5月の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響で飲食店との取引減少、不要不急の外出自粛により売上が減少	飲食店の時短営業、不要不急の外出・移動の自粛の影響を受ける者への月次支援金の支給	対象月の売上50%以上減の中堅・中小事業者 法人20万円/月、個人10万円/月 を上限に支援	月次支援金事務局 相談窓口 (申請者専用) 0120-211-240
4・5月の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う時短要請等に応じ大規模施設等を休業	時短要請等に応じた集客力の高い大規模施設等への協力金の支給	①時短要請等に応じた大規模施設 (1,000平米超) → 1,000平米毎に20万円/日 ②上記施設のテナント等 → 100平米毎に2万円/日 ※都道府県独自の休業要請等も対象	準備中
緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園	J-LODlive2補助金 (4/7公募開始)	《キャンセル費用支援》 上限2,500万円(補助率10/10) (公演の開催に関係する固定費、全国77-の一部である地方公演等も対象) 《再開支援》 上限3,000万円(補助率1/2) ※補助金交付までのつなぎ融資も実施	J-LODlive2補助金事務局 映像産業振興機構(VIPO)まで 0120-68-7322 (受付時間: 土日祝日を除く10:00～17:00)
【文化芸術・スポーツ】緊急事態宣言等で公演・展示会・スポーツイベント等が中止	ARTS for the future!(文化芸術等) (4/26公募開始) スポーツイベント開催等支援事業	<ARTS for the future!> 文化芸術活動の持続的発展の取組に係る経費、公演等のキャンセル料(関係の固定費を含む)を最大2,500万円補助等 <全国規模のスポーツイベント等開催等支援> 緊急事態宣言に伴うスポーツイベントキャンセル費用最大2,500万円補助等	ARTS for the future!事務局 映像産業振興機構(VIPO) TEL: 0120-510-335 スポーツ庁参事官 (民間スポーツ担当) TEL: 03-6734-3943
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限: 当面2021年前半まで	3年間実質無利子最長5年間元本据置 実質無利子等となる上限額を引上げ 公庫(国民)4千万円→6千万円 公庫(中小)・商工中金 2億円 → 3億円 直近2週間で売上減少要件を判断可能に	日本公庫 → 0120-154-505 (受付時間 平日のみ9:00～17:00) 商工中金 → 0120-542-711 (受付時間 平日9:00～17:00・土曜9:00～15:00)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 一次公募: 3/26～5/7 二次公募: 5月10日頃開始予定 ※2/15以降の支出も対象	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限1億円までを最大2/3(中堅は1/2)で補助 さらに時短営業の飲食店や外出自粛の影響で本年1～5月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助率を3/4(中堅は2/3)に引上げ(上限1,500万円)	事業再構築補助金事務局 <ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話>03-4216-4080 (受付時間: 日曜祝日を除く9:00～18:00)
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 3/31公募開始 なお、申請は4月16日開始 ※1/8以降の事業が対象	小規模事業者 最大100万円まで3/4補助 さらに緊急事態宣言の影響で本年1～5月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助金額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円→最大50万円に引上げ	小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠) コールセンター 電話: 03-6731-9325 (受付時間: 土日祝日を除く9:30～17:30)
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 3/16公募開始 ※1/8以降の事業が対象	中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して1/2補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要	環境省 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金 3/25ベンダーの登録受付開始 4/7公募開始 ※1/8以降の事業が対象	業務の効率化および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を最大450万円まで最大2/3補助 ※テレワーク用のクラウド対応したITツール導入(ソフトウェア、クラウド利用料等)を支援するテレワーク対応類型は最大150万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424 (受付時間: 土日祝日を除く9:30～17:30)
居住地と同一県内の旅行を支援/感染防止対策等を実施する宿泊事業者を支援	地域観光事業支援	居住地と同一県内の旅行について 1人当たり5千円・商品代金の50%支援 前売り宿泊・旅行券の発行 ※地域観光振興券クーポン等を実施すると2千円を補助 宿泊事業者の感染防止対策等への支援 ※サーモグラフィ等の購入・トレーニングスペース設置等に活用可能	居住地と同一県内の旅行支援について 【東日本担当】 観光庁観光地域振興課 TEL: 03-5253-8328 【西日本担当】 観光庁外客受入参事官室 TEL: 03-5253-8972 宿泊事業者による感染防止対策等への支援について 【東日本担当】 観光庁観光産業課 TEL: 03-5253-8330 【西日本担当】 観光庁外客受入参事官室 TEL: 03-5253-8972

観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 4月9日公募開始	宿泊・観光施設の改修や廃屋の撤去費用を1地域最大5億円まで最大1/2補助※ (事業者連携の場合は1億円) ※自治体・DMOまたは5社以上の事業者の連名	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業事務局 03-6633-3835 (受付時間: 日祝を除く9:30～18:00)
雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※特例措置は、緊急事態措置地域等においては6月末まで(予定)	一定の要件を満たす場合、休業手当等の最大10/10を助成(日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)
在籍出向で雇用を維持したい/在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に最大で中小は9/10、大企業は3/4助成(日額最大12,000円(出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大15万円助成	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※特例措置は、緊急事態措置地域等においては6月末まで(予定)	中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して日額最大11,000円を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30～20:00, 休日8:30～17:15)
コロナで離職を余儀なくされた方※を雇いたい ※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む	トライアル雇用助成金	3か月の試行雇用期間中一人当たり月額4万円助成(短時間労働は月額2.5万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで
介護・障害福祉分野の就職を支援	介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に介護・障害福祉分野に就職した場合、20万円の貸し付け その後、2年間継続して従事することで返済免除	就職した又は就職を予定している事業所の所在の都道府県・都道府県社会福祉協議会まで
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間:2021/6/30	貸付最大200万円(二人以上世帯) 最大155万円(単身世帯) なお、令和3年4月以降新規申請の方は、最大80万円(二人以上世帯) 最大65万円(単身世帯) 返済開始時期を来年3月末に延長	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (9:00～17:00土、日、祝日を除く)
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3か月間再支給は2021/6/30が申請期間)	原則3か月、最長9か月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (9:00～17:00土、日、祝日を除く)
生活が苦しい子育て世帯の方々に	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、その他住民税非課税の子育て世帯に、児童一人当たり一律5万円を支給	<ひとり親世帯> コールセンター 0120-400-903 (9:00～18:00土、日、祝日を除く) <住民税非課税の子育て世帯> 準備中
安定した仕事を得たいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に月額10万円、最長4年 最短6か月のデジタル分野等の民間資格等も対象に	お住いの都道府県・市区町村まで
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	月上限4万円×12か月の住宅貸借資金の無利子貸付 1年就業継続なら一括償還免除	お住いの都道府県まで (指定都市にお住いの方は市役所まで)
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金(返済不要)と授業料減免	各大学等の窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00～20:00土、日、祝日を除く)

事業を守る

生活を守る

オンライン申請の詳細はこちらをクリック

詳細はこちらをクリック

詳細はこちらをクリック